

公募課題一覧

- 1 : 学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施に関する研究 (令和3～4年度)
- 2 : 障害のある子供の就学手続きの進め方等に関する研究 (令和3～4年度)
- 3 : 高等学校に焦点を当てた障害のある生徒の社会への円滑な移行に向けた進路指導と連携の進め方等に関する研究 (令和3～5年度)
- 4 : ICT等を活用した障害のある児童生徒の指導・支援に関する研究 (令和3～4年度)
- 5 : 通常の学級における多様な教育的ニーズのある児童生徒の教科指導上の配慮に関する研究 (令和3～4年度)
- 6 : 知的障害者に対する教育課程における各教科等の学習評価に関する研究 (令和3～4年度)

*以下の記述は、現時点の案であり、見直しを行う可能性のあるものです。研究内容に大幅な変更を行う場合は、追ってご連絡します。

1 : 学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施に関する研究 (令和3～4年度)

(設定理由)

学習指導要領については、社会に開かれた教育課程の実現、育成を目指す資質・能力、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立など、初等中等教育全体の改善・充実の方向性が示された。また、障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視した改訂がなされた。このような現状を踏まえ、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常の学級において、学習指導要領に基づいて教育課程の編成・実施をどのように進めるか、その具体的な取組を明らかにすることが必要である。そして、障害のある子供への指導における目標、それを達成するための教育課程(指導内容、指導方法)、特別支援教育に係る学習指導要領の主要な課題を含めた構成についての検討が必要である。

(研究概要)

学習指導要領に基づいて編成・実施される教育課程のもとで、障害のある子供に対して育成を目指す資質・能力の指導の状況や、学びに必要な一人一人への支援状況などを把握することを目的とした調査研究を行う。調査内容として、各教科等の授業時数等の教育課程編成状況、採択教科書を含む教育課程実施状況について把握する。

また、調査結果から得られる知見を補完する情報が得られるように、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常の学級のそれぞれが、学習指導要領に基づいて、教育課程の編成・実施をどのように進めているか、その具体的な取組を明らかにするための事例研究を行う。これらの成果については、令和5年度以降の教育課程に関する研究に生かし、今後の国の政策立案や地域における取組の推進に役立つ資料として提供することを目指す。

2：障害のある子供の就学手続きの進め方等に関する研究（令和3～4年度）

（設定理由）

新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議（2020）の議論の整理では、平成25年の施行令の改正以来、進学先の内訳が大きく変わっていないとの現状認識の上で、幼稚園等の支援体制、早期からの相談・支援、保護者への情報提供、就学相談の充実、教育支援委員会の柔軟な運用などの論点が提起されたところである。今後、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を進めるという方向性のもとで、就学相談担当者の専門性の向上や就学後の見直し等が重要になるとともに、障害の可能性がある日本語指導が必要な児童生徒（外国人児童生徒等）の就学相談・就学先決定についての検討は喫緊の課題となっていると考える。

（研究概要）

本研究では、就学手続きに関する自治体の現状と課題を明らかにするとともに、好事例の収集・分析を行う。その際、乳幼児期における保護者への情報提供及び合意形成、相談支援ファイル・就学支援シート等子供の実態や支援内容・方法を共有するためのツール、総合的判断における専門家の役割、就学先決定後の見直しのプロセス等について明らかにする。併せて、障害のある可能性がある日本語指導が必要な児童生徒（外国人児童生徒等）についての就学相談・就学先決定に関する現状把握や課題を整理する。これらを通して、インクルーシブ教育システムにおける就学手続きの具体的な方策について、教育委員会の担当者や日本語指導担当者等が活用出来る成果物を提供する。

3：高等学校に焦点を当てた障害のある生徒の社会への円滑な移行に向けた進路指導と連携の進め方等に関する研究（令和3～5年度）

（設定理由）

発達障害など障害のある生徒の場合、進学、一般・障害求人での就職、労働・福祉サービスの利用など、一般の生徒に比べ進路の選択肢が幅広くなる。高等学校卒業後の進路に関する支援について、新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議（2020）の議論の整理では、進路先で困難さを抱える生徒がいることに触れつつ、学校段階から卒業後を見据えた指導・支援を行うことや、進路先へ情報の確実な引継ぎを行うこと、そのために関係機関や特別支援学校との連携を行うことの重要性が指摘されている。これに応えるためには、社会との連携の推進や多様化する個々の希望を踏まえた進路指導が重要であり、高等学校段階の教員への有用な知見の提供が喫緊の課題と考える。加えて、今後は、ICTを活用した遠隔による就労の可能性を含めた進路選択など、多様な将来像を踏まえた進路指導を進めていくことも望まれる。

（研究概要）

本研究は、高等学校に焦点を当て、①発達障害など障害のある生徒の学校から社会への円滑な移行を支える進路指導と、②その過程の中で必要となる連携の進め方を明らかにすることを目的とする。また、③得られた知見は、学校現場で活用できる資料として取りまとめ、普及を図る。

研究は3年計画にて実施する。1年次は、①学校から社会への円滑な移行に向け、卒業までに身に付けたい力や、これを育てる進路指導の取組、②学校と社会との連携の実態及び課題、を把握することをねらいとして、卒業後の進路先（企業、大学）や、連携先となる関係機関（就労支援機関等）、特別支援学校を対象とした質問紙調査（層化抽出または悉皆による全国調査）

を行う。2年次は、①社会のニーズや個々の生徒の希望を踏まえた進路指導、また、②これに伴う連携の実態や課題を把握することをねらいとして、高等学校に対する質問紙調査(層化抽出による全国調査)を行う。なお、1、2年次の調査では、質問紙調査を補足し、具体的な課題事例や好事例を把握するためのインタビュー調査を実施する。また、各調査では、ICTを活用した遠隔による就労の可能性を含めた進路選択を行う場合に身に付けたい力や、そうした力を育むための進路指導、連携等についても併せて把握する。3年次は、③1、2年次で得た知見を踏まえ、高等学校における障害のある生徒の進路指導に関わる教員の専門性の整理を行う。これに基づき、高等学校における障害のある生徒の進路指導に当たり、現場で活用できる資料を作成し、普及を図ることとする。

4：ICT等を活用した障害のある児童生徒の指導・支援に関する研究(令和3～4年度)

(設定理由)

特別支援教育においてはこれまでもICT活用が積極的に行われてきたが、GIGAスクール構想によりICT環境が充実されることも生かしながら、指導内容の充実や障害者の社会参画の促進等に向けて、ICT活用について一層着実に対応すべきことと考える。

教師がICT環境や先端技術を効果的に活用することにより、個別に最適な学びや支援の充実が可能になると考えられることから、そのための知見を提供する。

(研究概要)

本研究では、主に知的障害や重度・重複障害があり、学校と家庭との学習に継続性に課題のある児童生徒のICT・AT等を活用した個別最適化された学習の実現を目指し、現状の把握・分析を行い、学校及び家庭それぞれにおける学習の進め方や支援における留意点等について、特に自立活動の指導に関する内容を整理するとともに、小中学校及び特別支援学校に対してそれらをまとめた資料を提供することを目的とする。

5：通常の学級における多様な教育的ニーズのある児童生徒の教科指導上の配慮に関する研究(令和3～4年度)

(設定理由)

平成29年に改訂された学習指導要領では、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うため、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立ての例が示された。また、「誰一人取り残すことのない「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」骨子(2020)では、教科等の特質に応じて「指導の個別化」と「学習の個性化」を適切に組み合わせ、多様な子供を誰一人取り残さず、必要な資質・能力を育成し、個性を生かしていくことが重要とされている。さらに、通常の学級に在籍する様々な教育的ニーズのある児童生徒への教育の保障においては、GIGAスクール構想により今後1人1台の端末が整備されることも踏まえておく必要がある。こうしたことから、通常の学級における多様な教育的ニーズのある児童生徒の教科指導上の配慮について、授業づくりやデジタル教科書、デジタル教材の活用等も含めた教材教具の活用など、個別最適な学びの実現をめざした教育の保障という観点から研究に取り組む。

(研究概要)

本研究では、小学校、中学校及び高等学校等の通常の学級における教科指導において、多様

な教育的ニーズに応じた個別最適な学びの実現をめざした教育の保障という観点から、わかる授業づくりや個に応じた対応、デジタル教科書やデジタル教材を含む教材教具の活用の仕方など教科指導上の配慮について検討し、学校現場で活用できる資料としてまとめ、普及を図ることを目的とする。指導上の配慮事項を検討する際は、困難さへの対応だけでなく、障害の特性を生かす視点も大切にしながら、学習上の困難さやつまずきに関する多様な教育的ニーズに焦点を当て研究に取り組むこととする。これまでは、当研究所の障害別研究班の研究や学びラボの取組等においても、障害の特性に応じた指導上の困難さの共通事項に焦点を当てまとめたものが多かったが、本研究では、各教科における学習の特徴なども視野に入れ、学習の困難さやつまずきに対する配慮や対応の適切さの評価という視点からも、個別最適な学びの実現をめざした配慮事項を検討していく。

なお、文部科学省が実施した「発達障害の可能性のある児童生徒等に対する教科指導法研究事業」「発達障害のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業」「学習上の支援機器等教材活用評価研究事業」の成果と課題も参考にしながら研究に取り組んでいく。

6：知的障害者に対する教育課程における各教科等の学習評価に関する研究（令和3～4年度）

（設定理由）

特別支援学校学習指導要領では、知的障害のある児童生徒の教育において、各教科毎に、育成を目指す資質・能力を柱に目標・内容が整理されている。こうした構造は、小・中学校の学習指導要領と共通している。

知的障害のある児童生徒の教育では、障害特性に配慮した教育的な対応を取りながら、学習を行ってきた。こうした教育的な対応の例としては、知的障害のある児童生徒の学習では、生活に結びついた具体的な活動を学習活動の中心に据え、実際的な状況下で指導するとともに、できる限り児童生徒の成功経験を豊富にすることや、児童生徒の興味や関心、得意な面に着目し、教材・教具、補助用具やジグ等を工夫するとともに、目的が達成しやすいように、段階的な指導を行うなどして、児童生徒の学習活動への意欲が育つようにするなどをあげることができる（特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編）。

また、こうした教育的な対応は、児童生徒の障害の状態が多様なことから、実態把握を十分に行った上で、一人一人の障害に状態に応じて様々な工夫が必要となる。

以上のことを踏まえると、知的障害のある児童生徒の教育では、学校全体でカリキュラム・マネジメントを機能させながら、教育課程の編成実施の在り方の検討、授業づくりの方法、学習指導要領に示された目標・内容の学習評価方法などを、具体的な教育実践を踏まえた上で検討することが必要である。

（研究概要）

特別支援学校を主な対象とし、知的障害のある児童生徒に対する各教科の指導及び各教科等を合わせた指導における、実態把握に基づいた年間指導計画や単元計画の立て方、学習の目標・内容・方法、適切な評価規準の設定を含めた学習状況の評価の方法について事例収集及び実践研究を行う。また、学習評価の方法に関する内容を中心に取り上げ、留意点を検討することで、知的障害のある児童生徒に対する各教科の指導及び各教科等を合わせた指導における学習評価の方法について事例をもとに示す。